

町県民税・国民健康保険税の納付方法が拡充されます

令和5年4月より、全国の自治体において地方税統一QRコード（eL-QR）・eL番号を利用した納税が開始されました。

町では、固定資産税と軽自動車税（種別割）に加え、6月より『町県民税（普通徴収）』と『国民健康保険税（普通徴収）』の納付書にeL-QRおよびeL番号が印字され、以下の納付方法が選べるようになります。納付方法や対応アプリなどの詳細については『地方税お支払いサイト』をご覧ください。右下のQRコードからアクセスできます。

■新たな納付方法

- ・ご自宅のパソコンやスマートフォンなどからクレジットカードやスマホ決済アプリによる納付
- ・『全国の地方税統一QRコード対応金融機関』の窓口での納付

■問合せ先

- ・税務課 納税係 ☎ 52-5804
- ・健康保険課 賦課徴収係 ☎ 52-5809



『結婚新生活応援補助金』の申請を受付けます

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

結婚して町内に定住する夫婦の新生活を応援するため、新生活に係る経費の一部を補助します。

補助対象世帯の要件や提出書類などの詳細は、町ホームページで確認、もしくはお問い合わせください。

■補助対象世帯

- ・申請する年の1月1日以降に婚姻届を提出し、町に住民票がある世帯
- ・夫婦の年齢が婚姻日において、ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得金額が500万円以下

■補助対象経費

住宅取得、住宅賃借、引越しなどに要した経費

■補助金交付額

1世帯あたり上限30万円

※夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円

◇右記QRコード

町ホームページ

『結婚新生活応援補助金交付事業』



滞納整理を強化しています

問税務課 収納対策室 ☎ 52-5804

税金は、私たちの町をより豊かで住みよいものにするための重要な財源であり、定められた納期限までに自主的に納付していただくものです。

町では、財源を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納期限を過ぎ、督促後も未納の場合は、法律に基づき各種財産調査を行い、差押や換価などの滞納処分を実施しています。

早期滞納解消のために、預貯金デジタル調査などで迅速な滞納整理を行うと同時に、令和6年度も専門知識を有した山口県税務課職員（徴収対策班9人）とともに町税などを徴収する併任徴収制度を活用し、町内外の滞納者に対して厳しい取組を実施していきます。

滞納すると不利益を受けることがあります

■滞納処分の流れ

①督促・催告

納期限までに納付がない場合、文書、電話、自宅訪問などによる督促・催告を行います。この場合、延滞金が増加される場合があります。

②財産調査

さらに納付がない場合、金融機関、保険会社、勤務先、取引先などの財産調査を行います。

③差押

預貯金、生命保険、給与、売掛金、不動産および自動車などを差押えます。

④搜索

居宅や事務所を搜索し、動産などを差押えます。

※裁判所の令状は必要としません

⑤公売・換価充当

差押えた財産は、公売（売却）により換価（現金化）し、滞納金に充当します。

■令和5年度の実績

◇給与等調査 153件 ◇官公署等調査 270件

◇預貯金・生命保険調査 493件 ◇差押 90件

■延滞金の利率（令和5年中）

納期限の翌日から1か月を経過する日まで 2.4%

納期限の翌日から1か月を経過した日以降 8.7%

警告

納税に誠意が見られない場合、自動車などを差押え、タイヤロックを行う場合があります。

